資料2

令和８年度　救急告示医療機関更新一覧表

■三次救急告示医療機関（救命救急センター）

	医療機関名	申請内容	保健所意見	医師会意見	消防局意見
1	堺市立総合医療センター	更新	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。
2	近畿大学病院	更新	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。

■二次救急告示医療機関

	医療機関名	申請内容	協力診療科		保健所意見	医師会意見	消防局長意見	受入実績評価基準※１	児童虐待早期発見のための体制整備※２
			固定通年制	非通年制（輪番制）					
1	浅香山病院	更新	内科	精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
2	耳原総合病院	更新	内科・小児科・婦人科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－1 B－2
3	堺山口病院	更新		内科（月～土）	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
4	堺平成病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
5	ベルランド総合病院	更新	内科・循環器内科・外科・心臓血管外科・脳神経外科・整形外科	小児科(木・日)	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－1 B－2
6	阪南病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 （精神科のみのため）	A B－1 B－2
7	日野病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
8	近畿大学病院	更新	脳神経外科・心臓血管外科・循環器内科・消化器内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－1 B－2
9	金岡中央病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 （精神科のみのため）	A B－2
10	堺若葉会病院	更新	内科・整形外科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2

	医療機関名	申請内容	協力診療科		保健所意見	医師会意見	消防局長意見	受入実績評価基準 ※1	児童虐待早期発見のための体制整備 ※2
			固定通年制	非通年制（輪番制）					
11	植木病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
12	大阪労災病院	更新	循環器内科・内科・消化器内科・外科・産婦人科・整形外科・脳神経外科	小児科(月、第２・４土及びその翌日の日)	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－1 B－2
13	近畿中央呼吸器センター	更新	呼吸器内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－1 B－2
14	吉川病院	更新		内科（月～土）	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	Ⅰ	A B－2
15	美原病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 （精神科のみのため）	A B－2

※１ 受入実績評価基準（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く）

（評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝及び年末始は終日とする　（年末年始：12月29日から1月3日））

評価基準Ⅰ…大阪府内の消防機関からの時間外救急搬送受入件数が1年間で60件以上（2半期連続で30件以上）

評価基準Ⅱ…大阪府内の消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が1年間で120件以上（2半期連続で60件以上）

評価基準Ⅱについて、前回の認定が評価基準Ⅱの場合は適用しない。

非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の１／２の件数（端数切捨）とする

※２ 児童虐待早期発見のための体制整備

Ａ…児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置

Ｂ-1…児童虐待に関する委員会の設置

Ｂ-2…児童虐待対応マニュアルの作成